

有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ

出荷要領

1. 出荷について

有田市および有田郡市を中心とした県内地域において、自ら生産した農産物、林産物、水産物、畜産物「以下（農林水畜産物等）という。」および自ら製造（委託も可）した農林水畜産物等加工品を出荷して頂ける方とします。

なお、有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ（以下、「産直施設」と略記）の管理・運営者である有田箕島漁業協同組合（以下「管理・運営者」と略記）が特に認める場合はこの限りではありません。

2. 店舗の営業時間・定休日について

(1) 営業時間 午前9時～午後6時

(7月～8月は午前9時～午後7時、12月～3月は午前9時～午後5時)

(2) 定休日 週6営業基本とする（定休日：水曜日）・年末年始（12月31日～1月6日）

※オープンから3カ月間は定休日なしとします。

3. 会員の入会・退会について

(1) 入会方法

出荷を希望される方は、規約に添付している「出荷者協議会加入申込書」を提出してください。その上で、出荷者協議会の出荷資格者審査を経て、管理・運営者より出荷の説明を受け基本契約書等の必要書類を提出いただき、入会金を併せて納入することで出荷者協議会会員となることができます。

入会金は識別用の帽子、名札の購入等に充当します。入会金納入後、会員証を発行します。

※会員証紛失の際は、再発行手数料として300円徴収します。

※入会金の脱会時の返還はいたしません。

※出荷希望者が反社会的勢力の構成員もしくはその関係者である場合、入会をお断りいたします。

(2) 退会

退会を希望される際には、「退会届」を出荷者協議会に提出し、会員証を返却してください。

会員は年間売上が、1,000円以下の場合、当該事業年度の終わりに自動的に退会処置をとることとします。但し、本人の希望等により継続を検討します。

4. 出荷できる商品（当該産直施設で販売されるすべてのもの）について

【農林水畜産物等直売所で一般に販売されている商品】

（水産物）：活魚、鮮魚、貝類、海藻類、その他魚介類など

（野菜）：葉茎菜類、根菜類、果菜類、その他野菜類など

（果物）：果実野菜、柑橘類、落葉果樹、その他果物など

（米類）：うるち・もちの玄米・精米品、その他穀類など

（花卉花木）：鉢物、花・野菜苗、切花、枝物など

（農林水畜産物等加工品）：漬物、菓子、惣菜、弁当、乾物、干物、水煮など

（キノコ・山菜類）：キノコ、セリ、クレソンなど

（その他）：肉類、卵、豆腐類、乳製品、調味料、飲料、酒類、工芸品（陶器、手芸品等）など

詳細については、別途各部会が必要に応じ定める「新鮮市場「浜のうたせ」への出荷についての注意事項」をご確認ください。

5. 水産物の出荷について

原則、有田箕島漁業協同組合に所属する漁港において水揚げされた水産物及びそれを使用した水産加工品に限るものとします。ただし、管理・運営者が特に認める場合はこの限りではありません。

詳細については、別途定める「新鮮市場「浜のうたせ」への出荷についての注意事項（水産部会）」をご確認ください。

6. 誓約書の提出

農産物について、消費者の食に対する安全意識の高まりに応え、農薬の適正使用をお願いするとともに、誓約書の提出をお願いします。

7. 農林水畜産物等加工品の取扱いについて

(1)加工（製造）された農林水畜産物等で製造物責任法の対象となるものは、以下のとおりです

- ・加熱（煮る、蒸す、焼く、煎る、炒める、ゆでる）
- ・味付け（調理、塩漬け、燻製）
- ・搾汁

※農林水畜産物等加工品の出荷に際しては、必ず事前に出荷者所轄の保健所と相談してく

ださい。

(2) 農林水産加工品の出荷要件

①法令に基づいた出荷

農林水畜産物等加工品の製造と販売では、保健所の許可を受けた施設（または届け出た施設）で製造されたもので、なおかつ「食品表示法」（平成 27 年 4 月 1 日：改正法施工）、「食品衛生法」で定められた表示がされていることが必要となります。また、食品衛生責任者を設置しなければなりません。

②提出書類

農林水畜産物等加工品を出荷する際は、事前に下記の書類を提出し、必ず内容の確認を受けて下さい。

イ 基本契約書 2部（記名、押印、割印の上、提出ください）

※出荷者様、有田箕島漁業協同組合 各1通を保有する。

ロ 出荷者様情報登録用紙 1部（連絡先や担当者名などを記入）

ハ 商品登録用紙 1部（店舗に置く商品名と値段などを記入）

ニ 誓約書 1部（記名、押印の上、提出ください）

ホ 営業許可証または食品関係営業の申請書（届出書）のコピー（受付印のあるもの）。

へ PL保険の写し（各保険会社にお問い合わせください）

ト 食品衛生責任者の受講修了書コピー（許可を持っている方のみ）。

※加工品ではない農林水畜産物等出荷者は、イ～ニの書類提出（水産物は二を除く）となります（カット野菜などはホが必要になります）。

※地域工芸品出荷者は、イ～ハの書類提出となります。

※食品衛生法の改正（2021年予定）により、許可・届出関係の提出書類を変更する場合があります。

8. 米の出荷について

(1) 米の出荷は、未検査米・検査米の出荷が可能です。

出荷に際しては、食品表示法に基づく適正な表記をお願いします。

(2) 検査米に関しては、検査証写しの提出をお願いします。

検査証写しの提出が無い場合は、未検査米として店内で扱われます。

9. キノコ・山菜類について

(1) 食用と確実に判断できない植物については、産直施設に出荷しないでください。

(2) キノコ・山菜類を出荷する前には、食用不可の植物が混入していないか確認してください。

(3) キノコ・山菜類を栽培する場合は、食用種であることが確実な種苗を用いてください。

10. 商品ラベルの貼付について

すべての商品には、下記のとおり商品ごとに定められた項目を記したラベルを貼付しなければなりません。ラベルは、重ね貼り・二重貼りできませんのでご注意ください。

ラベルは、店舗備え付けのラベル発行機で自ら発行することを原則とします。また、ラベル代は出荷者負担（1枚1円）となります。

商品ラベルは食品表示法に基づき表示すること。特に健康被害が大きいアレルギー表記については十分注意してください。

なお、ラベル代は出荷者の売上より徴収します。

11. 商品の規格・荷姿について

(1) 商品規格および品質基準について、出荷する商品の規格は出荷者の自由を原則とし、品質の基準は、自信をもって消費者に提供できるものかどうかで判断します。基準から著しく逸脱していると管理・運営者又は出荷者協議会が判断した商品は、売場から撤去します。

(2) 商品の荷姿出荷する商品は、鮮度保持や衛生面を重視して各自で調整・包装し、見やすい位置にラベルを貼り付けて出荷してください。

12. 商品価格の設定について

(1) 価格設定

商品の価格は、出荷者自らの責任で設定します。

ただし、農林水畜産物等の安売り競争を防止するため、主な商品については価格の範囲を指定します。栽培方法などをしっかり表記をしたうえでさらに付加価値をつけて販売することを推奨します。

また、指定されていない商品や、範囲内に価格が収まっているものであっても、品質と鮮度の程度に応じて価格の変更を求める場合があります。

最低価格を設定し、農産物、加工品は10円単位（税込）、水産物については1円単位（税込）で管理することとします。

(2) 適正価格の考え方

JF、JA やスーパーで販売されている同等品の価格を参考とし、大きさや品質の程度に応じて調整を加えた価格が適正価格です。

13. 商品の搬入について

(1) 搬入時間

午前7時～午後5時30分（7月～8月は午後6時30分、12月～3月は午後4時30分まで）（閉店時間の30分前まで）

(2) 搬入方法

搬入の際は、配布される会員証と出荷者専用帽子を必ず着用すること（搬出時も同様）。商品の搬入場所は、原則としてバックヤードの出入り口とします。（必要に応じ正面玄関からの搬入を認めることがあります。開店時間の30分前までに納品完了とします。）

搬入時には、売場の汚れを防ぐため、清潔な長靴や運動靴に履き替えるようにしてください。

搬入時（搬出時も同様）に、嘔吐、下痢など体調不良の際は、感染症予防のため建物内に立ち入らないでください。

(3) 納品数と売上数の管理について

原則、自己管理の徹底をお願いします。売上数はメールにて発信します。

14. 商品の陳列方法について

- (1) 商品ごと、出荷者ごとのバラ陳列を基本とし、仕切られた陳列スペースに1商品ごとに1出荷者の置き場所を割り当てます。
- (2) 商品ごとの陳列スペースは、出荷量などの状況に応じて管理・運営者側で指定します。
- (3) 1出荷者で多くの場所を占領したり、他の出荷者の商品の上へ陳列しないようにしてください。また、すでに置かれている他の出荷者の商品を移動させることは、トラブルを避ける意味で禁止とします。仕切り板の移動も、同様に禁止します。
- (4) 一度に大量に出荷する場合は、陳列は一定量にとどめておき、残りは陳列台の下に補充用としてコンテナに入れて納品することとします。
- (5) 陳列台の下に置かれている補充用商品は、販売状況に応じて管理・運営者側で陳列台に上げます。
- (6) 保存期間が比較的長い水産加工品や、イモ類・カボチャなどの日持ちのする農産物等は、陳列台に置いたままとしますが、定期的な品質と鮮度の点検をお願いします。賞味期限（消費期限）があるものはそれを超えて置くことが無いようにしてください。また、日持ちがするといえども、袋が汚れてきたりしわになったりすると売れにくくなります。
- (7) 花に関しては陳列場所に置いたままとしますが、バケツの水の取り換えが必要となりますので、品質の確認を兼ねて1日1回のチェックをお願いします。
- (8) 販売状況に応じて、陳列されている商品を管理・運営者側で移動する場合があります。
- (9) 出荷物の包装・梱包にあたって、消費者にとって、安心・安全なものであること。

15. 商品の追加出荷および販売状況のメール配信について

農林水畜産物等直売所といえども、閉店まである程度の品揃えがないと安定した集客は望めないのが現状です。多くの直売所では午後の欠品対策が課題とされていますが、売れるときに売っておくためにも、次の販売状況のメール配信を活用してください。ただし、ある程度の売れ残る場合もありますのでご了承ください。

※売れ残りが極力出ないよう、可能な限り併設のレストランや外販で農林水畜産物等を利用するよう、努力します。

【販売状況のメール配信】

当日の販売状況を、決められた時間に携帯電話等へメール配信します。なお、配信時間は、出荷者ごとに変更することが可能です。また、管理・運営者側から欠品情報や出荷要請、その他店舗情報等のメッセージを送信することがあります。

16. 商品の搬出（引取り）について

- (1) 売れ残った商品のうち、水産物の引取りは運営側で行います。
- (2) 売れ残った商品のうち、葉菜類などの日持ちのしない野菜や賞味期限切れの加工品は、原則として出荷当日の閉店後より 30 分以内、または次の日の開店前の搬入時間帯に引取りをお願いします。引取り対象商品について、当日に引取りのなかった農産物等、加工品の取扱方法は、次のとおりとします。
 - ① 引き下げたコンテナのロス商品（販売不可品）については、翌日閉店まで保管しておき、それでも引取りがない場合には処分します。
 - ② 営業時間内の売場での直接的商品引取りは、来客の買い物の利便性を考慮し、原則として禁止します。（PR や来客とのコミュニケーション行為は可とします。）また、賞味期限（消費期限）が到来した商品は、過誤の販売を防止するため、毎日の閉店後にバックヤードへ引き下げておきますので、引取りをお願いします。引取りの無い商品は、翌日の閉店後処分します。
 - ③ 定休日の前日に全ての野菜（葉茎菜類、根菜類、果菜類、その他野菜類や（花卉花木）：鉢物、花・野菜苗、切花、枝物などで日持ちのしない商品など）は、所定の場所に搬出（引き下げ）しますので、毎週火曜日の 19 時までに引取りをお願いします。ただし、上記よりも頻繁に引取りを行うなど、商品の適切な管理が可能な出荷者は、誓約書を提出の上対象外とします。
 - ④ 加工品は賞味期限が近くなった商品は手持ち率が下がるので、適切な時期に引取りおよび交換をお願いします。
 - ⑤ 預かり期間内でも傷み、腐敗、異臭等があり販売に適さないと管理・運営者が判断した場合は販売を中止いたします。（水産品も同様です）
- (4) 管理・運営者側で処分を行う場合、処分費用を徴収します。金額は、農産品・加工品の場合 1 箱あたり 100 円、一袋あたり 10 円とします。水産品については 1 箱あたり 100 円、1 パックあたり 10 円とします。

17. 販売委託手数料と手数料の減免について

販売委託に際し、基本の手数料は下記の表のとおりとします。

商品や出荷者などによって手数料の減免をする場合があります。

加工品についてはそれぞれ商談の中で手数料を決めることとします。

運営側が必要と判断した場合、商品のうち、当日売れ残った物を買取る場合もあります。

商品名	基本手数料	備考
農林水畜産物等	15%	冷凍設備を利用する場合は3%加算
菓子・加工品等	20%	
その他工芸品等	20%	

(※水産物については包装を運営側に依頼することができる。ただし、手数料に漁協組合員は3%、漁協非組合員は5%をそれぞれ加算する。)

18. 商品の販売・代金精算について

(1)販売について、商品は、出荷者が貼付したラベルの表示価格で販売します。商品価格を変更する場合は、ラベルを貼り替えた物のみ有効とし、二重貼りしたものや手書きで価格を変更したものは取り扱いしません。

(2)代金精算については以下のとおりとします。

①実際にレジを通過した金額で精算することをご了承ください。

②販売代金は毎月15日と月末を精算の日とし、販売代金から委託手数料やラベル代、振込み手数料やその他必要となった経費を差引き、7営業日以内（土日祝の場合は翌営業日）に各会員の指定口座に振込みます。当該取引ではJFバンクの口座を使用します。

③JFバンクの口座開設をお願いいたします（施設からJFバンク口座への振り込み手数料は無料です）。

(3)精算書については、精算の日の翌日から発行が可能です。

19. 商品管理について

(1) 管理・運営者による商品ラベル貼り等は、トラブルを防ぐため一切行いません。

(2) 管理・運営者による商品の袋詰めや商品袋詰め直しも、トラブルを防ぐため一切行いません。

(3) 自己責任において商品管理（出荷・販売）をお願いします。

(4) 管理・運営者は、万引きや自然災害など管理・運営者の責に帰することのできない理由で発生した損害について、その賠償責任を負わないこととします。

20. 安全検査について

農林水畜産物を定期的に抜き打ちで「残留農薬検査」「細菌検査」等を実施します。

関連費用は、全て「管理・運営者」が負担します。

また、これら検査において基準値等が超過して検出された場合、該当物の出荷は停止とします。

結果については、違反があった場合のみ今後の改善を目的とするため出荷者本人のみに

通知し、原則として公表等を行いません。

21. 違反に対する対応

法令、規約、要領、及び部会で定めた注意事項等に違反した場合、その内容等により処置をします。

※事故報告書、出荷停止、退会など

22. 注意事項

(1) 搬入、搬出の際は、会員証を必ず携帯してください。

(2) 出荷商品にクレームがあった場合、お客様との一次的な連絡は管理・運営者側が対応しますが、返金等の金銭的な負担、ならびに訴訟などへの法的対応は、すべて出荷者側の責任において対応をお願いします。

なお、法的な係争にいたる、ないしいたる可能性が濃厚になった段階で出荷停止とし、それらの結果に従い、その後の対応を個別に協議します。

23. 個人情報の取扱いについて

提供いただいた個人情報は、厳重に管理し無断で第三者への開示・提示することは、ありません。

なお、イベントや店頭広告等でお客様の写真・お名前を掲示させていただく場合がありますので予めご了承ください、ご協力をお願いします。

24. ロゴ、産直施設名の使用について

産直施設のロゴ・名称を商品に取り入れたい場合は、別途ご相談ください。管理・運営者が定める審査基準に照らして審査のうえ、ご回答します。

25. 要領の変更について

この要領は、産直施設を取り巻く諸般の状況の変化を踏まえ、役員会で協議の上、所定の手続きに基づき変更をすることがあります。